

個人情報保護委員会（第277回）議事概要

- 1 日時：令和6年3月22日（金）15：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、松元事務局長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

(1) 議題1：いわゆる3年ごと見直し 実効性のある監視・監督の在り方① について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「個人情報保護法は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。しかし、現在の刑罰は前者の有用性、特に経済的価値に重きを置いているように思える。後者の個人の自由や権利に対する侵害にも注目して、抑止力としての刑罰や政策目的達成のための行政処分を考える必要がある。以上が私の基本的な考え方であり、その上で2点申し上げる。

まず、刑罰について、現行の個人情報保護法第179条は個人情報取扱事業者における個人情報データベース等の不正提供等罪を規定しているが、その根拠として、個人情報データベース等の利用価値が高いことが前提にある。しかし、まとまったデータベースでなくとも、個人情報の不正取得による重大な人権侵害を及ぼすケースが、事務局からの説明にあったように、起きている。したがって、不正取得行為を刑罰の対象とすることが考えられる。

次に、課徴金について、政策目的達成のために、多様な行政処分の手段として課徴金を導入することを検討すべきではないか。不当に得た利得に限ると、経済的に測定可能な利益に限定される。しかし、現実には、適切な措置をとらなかったことにより、人権侵害等の経済的には測定が難しい被害も起きている。このような場合には、不作為による節約額を基準値として、故意・過失等を勘案して課徴金を算定することを検討すべきでないか」という旨の発言があった。

藤原委員長から「事務局から、実効性のある監視・監督の在り方として、刑事罰の在り方及び課徴金制度の導入について説明いただいた。刑事罰の在り方のうち、個人情報データベース等不正提供等罪の法定刑について、現実に発生している事案における個人の権利利益への影響等も踏まえ、類似の行為に係る罰則の法定刑にも目配りしつつ、十分な抑止力を有するかという観点からさらに検討を深めるべきである。

また、直罰規定の対象となる行為の範囲について、個人情報不正に取り

扱われた悪質事案を過不足なく対象とし得るのかという観点から、現実に発生している事案等を踏まえ検討を行っていくことが適当である。

その際には、3月6日の個人情報保護委員会において小川委員から、我が国の経済社会の情報化・デジタル化の発展を阻害するような個人情報の取扱い、例えば、特殊詐欺やフィッシングなどについては、個人情報の取扱いを厳しく規律すべきといった意見があったことや、本日、清水委員から、個人情報保護法の二つの柱のうちの、個人の権利や自由の侵害の側面も重く見るべきでないか、人権侵害といった点から、データベースだけでなく不正取得行為も罰するべきではないか、という意見があったことも踏まえることが重要である。

また、課徴金制度については、多くの領域で既に導入されているので、国内の他法令における課徴金制度に関する理解を深める観点から、有識者に対するヒアリングを行うことが適当である。ヒアリングの実施に向けて、事務局において所要の準備を進めていただきたい。

また、今後の検討の際には、清水委員から課徴金の捉え方について、経済的に測定可能な利益以外も考慮すべきという意見があったことも踏まえることが重要である。

特に御意見等ないようなので、今私から申し上げた内容も踏まえて事務局において検討・準備を進めていただきたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する令和5年度の取組状況等について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「地方公共団体等における個人情報の適正な取扱いを確保する上では、職員の法制度の理解、浸透が大変重要と認識している。しかし、残念ながら今年度も各所で漏えい事件が発生しているのも事実。

したがって、資料に記載のあるとおり、研修を充実させていただきたい。特に、研修を行うに当たっては、講師が制度を解説するeラーニング形式が効果的であると考えている。

令和5年度、既に地方公共団体情報システム機構と連携し、講師が制度解説する動画を用いた研修が行われており、実績で約3万8千人が受講したと伺っている。

今後は、こうしたコンテンツをできる限り多くの職員に受講していただけるよう、階層別に、あるいは内容別に分けるなど、ターゲットを明確化するとともに、それに合わせた解説内容の見直しを行うなどの工夫を凝らし、より積極的に取組を進めていただきたい。」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(3) 議題3：株式会社エムケイシステムに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「本件では、利用契約において、エムケイ社の判断で個人データの保守や分析を行えることが広範に認められていた。保守に関しては、例えば、疑似データを利用する等により、個人データを取り扱わないやり方も考えられるし、個人データの授受については、ユーザの同意を得てユーザサポートの一環として行うことが適当な場合もある。再発防止に向けて、アクセス制御の観点等からも、より適切な個人データの取扱いのルールを検討してほしい」旨の発言があった。

清水委員から「エムケイ社の事業者としての責任について意見を申し上げたい。

エムケイ社は、保守・運用上又は事実上必要と判断した場合、若しくはユーザの要請による場合、クライアントの個人情報にアクセスすることができ、ユーザは、その範囲内において、エムケイ社に委託を行っていた。そのような状況に鑑み、ユーザ側に対して、委託先であるエムケイ社に対する監督が不十分であったとして、注意喚起を行うことを事務局から提案されている。しかしながら、エムケイ社は、ユーザに対し、万全なセキュリティ管理を講じていると説明していたことから、ユーザ、特に零細事業者が、エムケイ社に対して、踏み込んだ監督権限を行使できるかといった点については実務上困難であると考え。むしろ、クラウドサービス提供事業者であるエムケイ社の責任において、個人データの取扱い、特に委託に該当する部分についての取扱いや、取扱いに関するセキュリティ対策について、適切にユーザに説明することが、契約の透明性を高め、事業者としての責任を果たすために必要であると考え」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上